

消費機器調査員資格の更新制度のご案内

消費機器調査員資格制度は2017年4月1日より始まりました。2017年度に資格を取得した方は、今年度末で資格の有効期限を迎えます。資格更新には、所定の教育訓練を受け、申請して頂くことが必要となります。

1. 資格制度の概要

改正ガス事法に基づくガス消費機器の調査（以下、「消費機器調査という。」）に必要となる知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、その資格者による消費機器調査の適切な実施により、お客様の保安水準の維持・向上を図ることを目的に当協会が創設した資格制度です。

2. 資格更新の教育訓練

消費機器調査員資格の有効期間は、資格認定日から3年後の日が属する年度末（3月31日）までになります。資格有効期間が満了する日の該当する年度内までに、下表に記載の資格更新の教育訓練を受講し、事業者が日本ガス協会に対して資格更新申請を行わなければなりません。

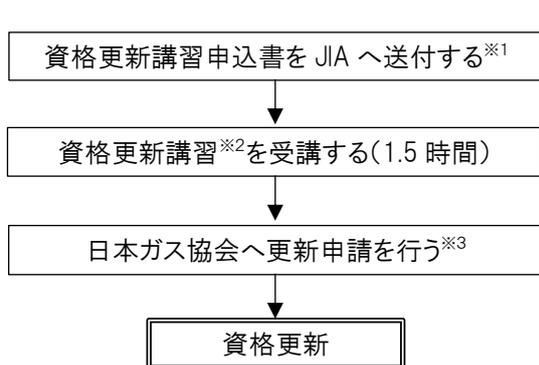
自社内にトレーナーのいないガス小売事業者等につきましては、一般財団法人日本ガス機器検査協会（以下「JIA」という。）にて、当協会の認定を受けたトレーナーが資格取得と同様に資格更新の教育も実施しますので、ご活用ください。なお、自社内にトレーナーがいる事業者につきましては、自社で教育訓練を実施することが可能です。

※JIAでの資格更新の教育訓練につきましては、2020年10月よりJIAのホームページ等でご案内を開始する予定です。

表 資格更新のための教育項目と時間

認定の区分	項目	所定時間
消費機器調査員	消費機器調査に関する規制の内容、その他必要な情報	1.5時間

3. 資格更新の流れ（JIAが実施する更新教育を受講する場合）



（詳しくはJIAのホームページをご確認下さい）

※1 資格更新講習の受講申込みは、ガス小売事業者（経済産業省にガス小売事業者登録している者、登録申請済みの者、登録申請を予定している者）が、代表で行う必要があります。

※2 資格更新講習修了後、受講申込みを行ったガス小売事業者へJIAから「更新講習修了証」が送付されます。

※3 更新講習修了証の日付から6ヶ月以内、かつ、資格の有効期限内に、当協会に資格更新の認定申請を行う必要があります。

資格更新の認定申請にはJIAが発行する更新講習修了証の写しが必要です。また、資格更新の認定申請はガス小売事業者からのみ可能となります。

4. その他

- 資格者一人につき、資格の更新申請に500円（税別）の手数料がかかります。
- 2020年度におけるJIAでの消費機器調査員の資格更新教育は、コロナ禍の影響で映像教材（1.5時間相当）を使用する予定です。詳しくはJIAのホームページをご確認下さい。

（JIAでの消費機器調査員の資格更新教育の受講につきましては、上記JGAへの更新申請手数料の他に、別途費用が掛かります。）

5. 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ガス協会 技術ユニット 保安グループ 堅田 （TEL：03-3502-0136）